

災害等情報（詳報）

鉱種：金、銀	鉱山の所在地：鹿児島県					
災害等の種類： 坑内・火薬類のため（ 紛失）	発生日時： 令和元年6月26日（水） 23時30分～24時10分頃 （紛失したとされる日時）	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 該当なし						
罹災程度：なし						
<p>【概要】</p> <p>6月27日8時45分、測量作業にきた作業員が、坑道拡幅発破箇所から約50m離れた十字路カーブ部分の坑道にて、含水爆薬1本（100g、以下爆薬）を発見、回収した。</p> <p>回収した爆薬は、6月27日0時50分の坑道拡幅発破時に使用される予定であった爆薬と思われる。装薬作業前に、発見箇所に停車した自動車の荷台で、爆薬の一部を荒れた孔に装填するための加工（透明な筒状の樹脂（爆薬コンテナという。）に爆薬をセットする）をしていたことから、加工中に落としたか、足場車に積み込む際に落としたか、あるいは装填作業中に誤って足場車に落とした爆薬が装填後の足場車移動中に発見箇所に落下したものと推定され、調査の結果、加工中に落とした可能性が高いものと判断した。</p> <p>なお、当該発破の作業者らは爆薬1本を落としたことに気付いておらず、消費したものと思っていた。</p> <p>足場車：坑道高所の装填作業のため、荷台の足場が昇降するトラック。</p>						
<p>【原因】</p> <p>①火工場所（加工を含む。火工は爆薬に雷管を装着等して発破できる状態にすること、加工は雷管まで装着せずに爆薬コンテナに爆薬をセット等すること）が決められていなかった。</p> <p>②爆薬コンテナを加工する前に爆薬の数量確認を行ったが、装薬箇所に運んだときには数量を確認しなかったため、途中で爆薬が落下したことに気付かなかった。</p> <p>③爆薬コンテナを加工した場所では、落下した爆薬がないか点検を行わなかった。また、この場所の照明はキャップランプのみで、路面上に落としたとしても気付かなかった。</p>						
<p>【対策】</p> <p>1. 火薬類の火工場所（加工場所を含む）を限定し、装薬後に火工場所を点検する手順とする。具体的な火薬類の火工場所は、エンジンを切った人車内、足場台上、路面上をロープ、シートなどで区切り限定した範囲とする。また、火工場</p>						

所は照明を設置した明るい場所とする。

2. 「切羽火薬類数量確認票」による切羽における装薬前の数量確認は、火工場所と装薬箇所で行うことを作業手順書に明記し徹底する。
3. 火薬類の火工から装薬終了までの作業状況の観察を各職場で今後月 1 回、半年間行い、現場における火薬類の数量確認が確実に行われることを発破作業監督者が確認し記録表で報告する。

【参考情報等】

○鉱山保安法令及び火薬類取締法令における参考規定は以下のとおり。

火薬類の紛失が発生した場合は、鉱山が所在する管轄の警察署に連絡して下さい。（犯罪性有無の確認のため）

< 鉱山保安法令 >

- ・火薬類の取扱い（鉱山保安法第 5 条・鉱山保安法施行規則第 1 3 条）
- ・火薬類の紛失の報告（鉱山保安法第 4 1 条・鉱山保安法施行規則第 4 6 条第 1 項第 5 号）
- ・鉱業権者が講ずべき措置事例 第 1 1 章 火薬類の取扱い（第 1 3 条関係）

< 火薬類取締法 >

- ・適用除外 第 5 1 条第 6 項

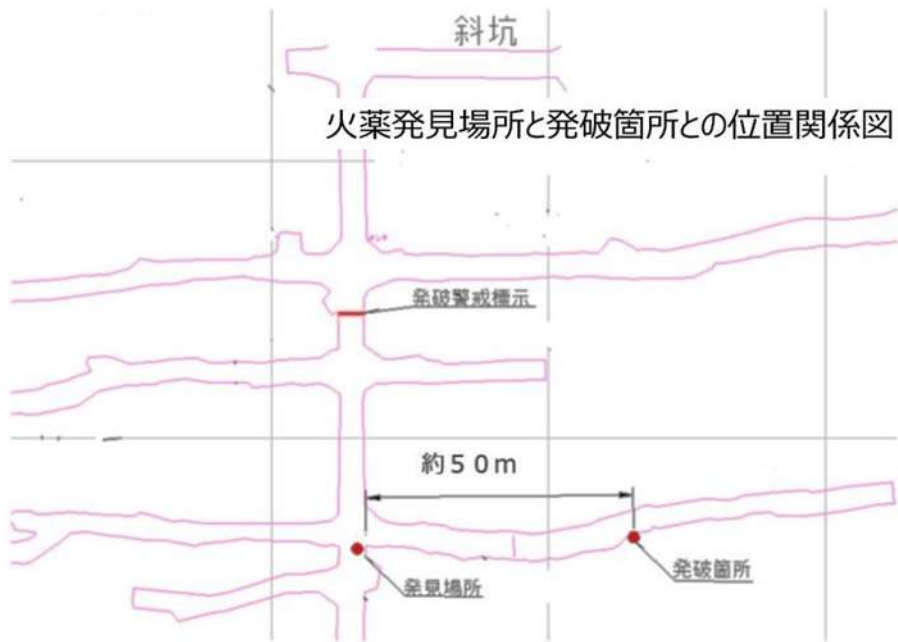
< 火薬類取締法施行規則 >

- ・火工所 第 5 2 条の 2

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 杉本、竹熊

電話番号：（092）482－5931



加工作業



加工作業を実施した自動車荷台と足場車の位置関係



足場車



加工作業後の爆薬コンテナ
 緑色のものは爆薬、後で雷管付きの爆薬をセットする部分
 を空けている

